

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 6月号

(通巻第62号)

関西労働者安全センター

1979.6.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

60円

郵便振替口座 大阪 315742

●展望をさぐる② 不況一労働者大量切り捨て時代の中で

労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか

三菱重工長崎造船労働組合 1~3

全港湾建設文部各分会 4~6

●全港湾大阪支部安全委員会第1回総会開かる 7~8

●前線から(ニュース) 9~12

●読者からのたより 13

●全港湾阪南運輸分会で熱烈歓迎の針灸実践

—— 第5期間西針灸學習会運営委員会 —— 14

●関西研究者交流会第16回例会

—— 「農薬などによる障害」について —— 15

●特別報告 此花労働者センター開設 14~17

●事務局だより 南大阪フィールド合宿 17~18

●五月の新聞記事から 19

●夏期一時金のカンパのお願い 20

●右折禁止／会計報告 21

さぐる|| × × × × ×

代の中で、労災職業病斗争を となしうるのか？（そのⅡ）

前号（五月号）で、安全センター常任事務局より、労災職業病闘争の現在的な問題点を提起した。その中で第1には、労職闘争は労働運動全体の前進強化の中に位置付けなければならないこと、第2には、被災労働者と他の労働者の積極的な関係を如何に作り出すか、という点について討論を呼びかけた。「不況一大量首切り時代の労職闘争というテーマは、別に労職闘争の特効薬的な効きめを深し出すために設けたのではない。それはこれまでの運動が厳しく問われる時期でもあり、それだけにより運動のいくつかの原則について確認すべきである」として始めた企画である。これを一つのたたき台として、更なる討論の深化をはかって行きたい。

全国で、教訓深い闘いを積んでおられる労働組合・労働者に積極的な参加をお願いするものです。今月号は、三菱重工長崎造船労働組合と、造船下請労働者の組織である全港湾建設支部名村分会に原稿をお願いしました。

資本主導の安保運動と

解決して、

・三菱重工長崎造船労働組合・

労職闘争は
重要な斗争課題

治闘争や経済闘争などの諸課題と同様、

労働組合が積極的に担わなければならぬ重要な闘争課題だと思ってる。私は

ちは組合結成以来、右のような認識の下

労働運動における労災職業病闘争の位置といふことについては、私たちは、政→た。遺憾ながら、力量不足の前に十分な

× × × × × 展望を

不況一労働者大量切り捨て時 如何に、労働運動強化の武器

展開がなしていいないという悔はあるが。
地域の討論会などで、労職闘争は、発
生源に対する闘いが重要だから、結局反
合闘争に収斂されるのではないか、とい
う意見を聞くこともあるが、この点、ち
がうなという感じを持つ。労職闘争は、
被害者救済から発生源に対する闘いまで

(この部分は反合闘争と重なるだろうが)
広い内容を含む、それ自体独自の闘争課
題であつて、決して反合闘争の中に解
消してしまえるものではないのではない
か。

労職闘争を、労働組合が積極的に担う
べき重要な闘争課題の一つであるという

理解は、蛇足ながら次の二つの意味を持
つと思う。一つは、労災闘争を軽視する
労働組合に対しても、その間違いを指摘
することであるし、労災闘争に関ってい
る諸個人に対しても、労働運動全体に対
する視点を持つことを強調すること
になるだろう。労災闘争の発展は、労働
運動を前進させる武器となりうる。だが
同時に、労職闘争の前進のためには、労
働運動総体の発展がなければならない。
早い話が、日本労働運動におけるこの支

配の進行は、短絡的に言えば、職場にお
ける労災隠しの体制が進行するといふこ
ともある。

三菱資本の安全 運動は職場管理だ

次に、三菱資本の安全管理の実態につ
いて少し述べる。労働者が、労職闘争を
強化しようと努めているのとは逆に、資
本の側は安全問題を、職場管理の一手段
として活用しようとしていることは明ら
かである。

実は、本誌五月号一ページ上段の、「労
職闘争評価のものさしへ」の記事の中に、
「時には、某公害防止機器メーカー
の環境整備が秀れていることや、某独
占企業は安全衛生設備に数億円を費した
というようなことが」「評価されるとい
うような問題さえ出てきている」という
記事を見て、三菱の場合を少し報告して
みたいと思った。三菱資本が安全対策に
力を入れているのは事実である。しかし
私たちも、予防闘争として評価をするつ

もりなどまったくない。むしろ六〇年代の高度成長期に膨大な利潤を蓄えた三菱資本がその予裕を配景にして、安全問題を労務管理—職場支配の確立に向けて積極的に活用している巧妙かつ新たな攻撃だと促えている。

J C 四単産の一翼を担う御用組合一同盟三菱の全面的屈服に支えられて、三菱資本は、職場における安全管理を、会社主導の大衆運動として展開することに成功している。会社主導のという意味は会社が安全に対して従来よりも力を入れているという意味である。環境改善や安全関係諸会議の頻繁な開催、毎月一回の全員参加の時間内安全ミーティングや、安全諸行事、安全訓練等・・・、從来は安全のかけ声だけで、実質的対策には金をかけるのをきらっていた資本が、一応安全重視の演出に成功する程度には、今は投資をしているのは事実である。大衆運動のという意味は、安全ミーティングなどを通じてグループ毎の安全目標を決めさせたり、独自の安全点検活動を進め

させたりすることによって、労働者の自主性・自発性に基いて、職場の安全運動が進められていることをさす。しかし自主性・自発性といつても、結局は会社主導の掌上にあるのだからそれはみせかけにすぎず、運動の前進は、職場規律の確立、資本の職場支配の強化に向って巧妙に導かれていくことになる。たとえば、三菱資本は、その積極的な安全運動の結果として、労災原因を個人の不注意に転嫁することに完全に成功している。そればかりか、進んで労災隠しに協力する被災者をも生み出している。あるいは、安全の為という桃言葉をつけさえすれば、職制の理不尽な指示が何の抵抗もなくまかり通っていく——整理整頓と称して私物箱を点検し、組合機関紙がたまっていたから捨てた、という報告を聞いても怒らない第一組合員たち、あるいは、安全保護具の始業前着用等等、數え上げればきりがない（もちろん私たちもこれら的一切を拒否しているが）。

労働争奪の強化を

本誌五月号で指摘されているような事態の本質は、三菱の場合と同じであって、評価の対象というよりも労働者が闘わねばならぬ対象ではないか、と思うのである。

三菱の安全管理に対する私たちの闘いは、自らの労職闘争を強化すること、つまり資本主導の安全運動に対する拒否の闘いや、労災隠しの実態の暴露によって、会社の安全運動の本質を大衆的に明らかにすること。その他の闘いと同時に、資本の職場支配総体の打破——第二組合との対決抜きにしては、前進はありえないのではないか、と考えている。

(以上)

下請労働者の団結権

確立の斗争の中で

・全労連設立部 名村分会・

「不況一大量首切り時代の労災職業病闘争」というテーマについて、造船下請労働者の団結体としての立場から、我が名村分会の経験と問題意識を明らかにすることによって、多少なりとも問題提起となれば幸いである。

「ケガと弁当は自分も

ちー労災適用のな

かつた下請労働者

日本の造船産業は、下請制度という差別雇用をたくみに使いながら、世界一の地歩をきずいてきた。

本工1に対し下請工1～1・5という事実にみられるように、現場の

「きつい」「きたない」「きけんな」

作業（「三キ」とよばれる）は全て下請工が担わされてきた。親方一子

方とよばれる前近代的な不安定雇用は、労基法すら守られない状況をあたりまえのこととしながら、一方で低賃金ゆえの長時間労働（徹夜明けの日も、丸一日佐業を続けるいわゆる「通し佐業」など）によって、ケガが多発するばかりか、日々身体を

すりへらしながら「労災にしてくれ」

ということが、即首切りにつながるという状況に置かれ続けてきた、と同時に本工労働運動から見捨てられ続けてきた。未組織であったがゆえに、「ケガと弁当は自分もち」と、権利としての労災の適用を受けると

「作業中の発病だから、とにかく労災申請を行え」という素朴な気持からはじまった労災闘争は、親方の組合つぶしをねらった攻撃（「組合をやめて個人でたのみにすれば申請してやる」）や、本社の「雇用関係がないから関係ない」とする圧殺の

労働省・造船工業会による上から「安全強化運動」は、ひたすら労災隠しによる安全成績の向上として、下請労働者にとっては本社と親方の二重のしめつけにすぎなかつた。

雲見さんのが脳血栓

が生み出した

七七年一二月二七日、雲見分会員が佐業中にたおれ「脳血栓」と診断を受け、長期の入院の後も右半身にマヒを残すという重大な労働災害にみまわれた。

「作業中の発病だから、とにかく労災申請を行え」という素朴な気持からはじまった労災闘争は、親方の組合つぶしをねらった攻撃（「組合をやめて個人でたのみにすれば申請してやる」）や、本社の「雇用関係

中で、一步一步下請労働者のおかれている労働環境が発病の原因だとう確信を深めつつ、なおかつ、労基法19条を無視した不当な解雇処分を下請労働者であっても決して許されないことを主張する闘いとして発展をしてきた。

独自の申請によって、ついに七八年七月労災認定をかちとり（本誌第五二号既報）、地労委での解雇撤回の主張から、元請名村に対する損害賠償の訴訟を提起することになった。

斗争ことの確信 を分公員に与え

雲見さんの脳血栓を労災に認定させようとする闘いは、もともとは雲見さんの健康はとりもどせないもの、生活保護を受けざるを得ないような状態におとしこまれた当面の生活を立て直すためという意識に支え

らっていた。その意味では、労災に認定されたことによってそれは果された。だが、下請労働者の団結があればこそかちとられたし、まだまだ例の少ない「脳血栓」労災認定は、分会員にとっても闘争の確信につながり、また構内の労働者へも大きな励ましになつた。

一方、雲見さんの脳血栓を生み出した下請制度、下請労働者のおかれている作業環境そのものへは未だ手を触ることはできていない。

労基署への名村に対する、環境改善の行政指導を行えという度重なる交渉にもかかわらず、労基署は「認定することと、名村に責任があるかどうかは別問題」として、「発生源」そのものへは何ら手を触れようともしなかつた。

名村分会は、下請労働者の労災も元請に責任をとらせていくべく、地労委での労災中解雇無効の訴えに続いて、名村を相手どつて一一〇〇万円余の損害賠償請求の訴訟を起こし

たのである。この裁判闘争は、下請工であつても本工と何ら変わらない労働者であり、使い捨て労働者としての下請労働者の本工化をかちとる一步として、推し進めていくつもりである。

いわば、被災労働者への「救世軍」たらんとする意識から出発した労災闘争は、運動としては元請の責任を追及する闘いとして前進してきた。

現在分会では、雲見さんへのできるかぎりの分会活動への参加に加えて、機能回復訓練にとどまらず原職への復帰、あるいは名村に復帰する職場を要求できるようにと、職業訓練を行う方向を検討しているところである。雲見さんは家族の支えや分会の励ましによつて、右半身に軽いマヒを残しながらもかなりの程度回復してきている。

「働いてメシを食える」ことが、労災の休業補償よりたとえ額が少なくなつたとしても、本人や家族にとつてもはかりしれない自信に結びつ

いていくにちがいない。

「労災」—健康破壊にみまわされているのだ。

我々の働いてきた造船産業ではまだ首切りは進行している。名村（大阪）では、本工・下請工合わせて

二千人もいたのだが、今では三百人へとわずか三年間で激減し、まだこれからも首切りが行われ、また設備の売却による工場スクラップ化もうわざざれるところである。

雲見さんの労災認定闘争の勝利は結成後わずか一ヶ月で全員解雇を受けた名村分会への一定の評価となり、本年二月には本工の仲間から労災（マンガン中毒）の相談を受け、本工の御用組合（造船重機）をゆりうごかしながら、労基交渉を開始するに至っている。

また分会員の健診を松浦診療所の協力によって行つたところ、「じん肺」「難聴」が数名に見られた。同様に表に出すことのできない災害をうけながら泣き寝入りしている仲間は、数知れることは想像にかたくないし、分会内でも五割が何らかの

いくつかの教訓と

今後の斗い

我々の経験の中から得た教訓は
1、下請工の労災闘争は、團結権があつてはじめてなしうるものであること

2、労災闘争を闘うか、闘わないかは、資本の暴力的な搾取の構造に触れるがゆえに、労働組合の値打ちを決定する全部ではないが一部のパロメーターにもなること（闘争の本工への波及につながった）。

3、労災闘争の闘いの方は、「救世軍」としてではなく、解雇されている

他の分会員とともに、被災労働者が職場に復帰する方向に向けて体と心をきたえなければならないこ

我が名村分会の闘いは、政府の政策としての造船産業再編成—スクラップ化・組合つぶしの攻撃に反対する闘いである。

造船資本の海外侵出は、労災を生み出す構造を丸ごと南朝鮮や東南アジアに輸出しているのであり、ますます労災を生み出す構造は国際的に広げられていることを忘れてはならないと思う。

我々にとって労災闘争はこうした全体の闘いの一部として積極的にとりこんできたのであるが、被災労働者を含めて何としても原職へ復帰し、発生源を根絶する職場闘争をくり広げる準備をととのえ、かつ労災が多発し労災を権利として主張しえない下請制度そのものを廃絶する闘いを、團結権を守りぬきながら推し進めていきたい。

（以上）

全港湾大阪支部 安全衛生委員会 第一回総会開かる

長期療養者問題に論議集中

わたらる活動方針の中でもこの問題については特に重点が置かれたものとなつてゐた。

以下はその内容である。

(イ) 労災職業病に被災した場合の治療・療養を行なうのは労働者としての義務であることを基本とします。

(ロ) 各分会・職場の安全委員又は

分会役員は少なくとも三ヶ月

に一回(できる限り一ヶ月一

回)は被災者の状況調査を本

人及び家族より聴取したり、

担当医師より病状聴取を具體

的に行ない、病状の把握を行

ない大阪支部安全衛生委員会

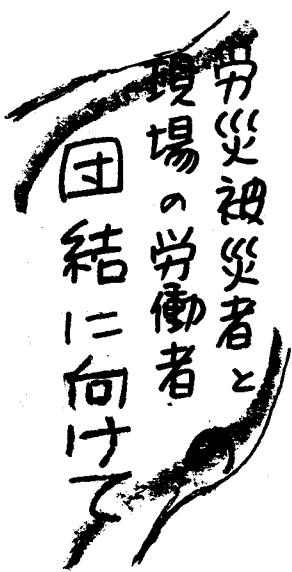
に報告するものとします。

(ハ) 被災労働者は安静加療中のものを除き、最低一週間に一回

は職場に出て、労働している

労働者との交流を行なうと共に、組合活動に参加できる被

災労働者は積極的に組合活動に参加しなければならないも



六月九日、全港湾大阪支部安全衛生委員会は、港湾第一福祉センターにおいて第一回総会を開催した。当 日は約八十分会からの代表が参加し、活発な討論が行なわれるとともに、今後の運動方針の確認と新役員の選任を行なった。また、関西労働者安全センター・及び南大阪労働者診療所も来賓として出席し、アピールを行なつた。

七七年十月、旧沿岸南支部は他支部と合同して大阪支部となつたが、それに伴なつて安全委員会も大阪支部安全委員へと改組された。第一回総会の成功は、これまでの沿岸南支部

総会における議論は、労災被災者と現場で働いている労働者がいかにして団結をかちとつていくかの点に集中した。これを受けて、九項目に

のとします。

(三) 各分会・職場の安全衛生委員

又は分会役員は被災労働者の

疾患の程度により、担当医師

にその病状の聽取を行ない、

軽作業または短時間労働が可

能との結論が出れば、リハビ

リ就労を指導して、できうる

限り早期に完全就労ができる

よう、被災労働者・各分会・

職場は行なわなければならな

いものとします。なお、担当

医で結論が得にくい場合は大

阪支部安全衛生委員会に報告

して、南大阪労働者診療所、

又は他の病・医院において精

密検査を行なうものとします。

(ホ) 被災労働者の休業中の賃金補

償については現場で労働する

労働者と差のないような額と

しなければなりません。

(ヘ) 長期療養の被災労働者の発生

した場合は、所属職場の実態

を考慮しつつ、補充労働者を

雇い入れる場合は慎重検討し
て大阪支部安全衛生委員会の
指導を受け決定しなければな
らないものとします。

以上のように、これまで、支部の

労災職業病闘争の中で様々な形で論

議されてきた長期療養被災者と現場

で働く労働者の問題について、支
部の安全委員会として初めて方針とし

てその方向が打ち出されたことは注

目されることである。内容は一見被

災者には非常に厳しいものではある

が、労働運動の発展と労職闘争の発

展が同一のものでなければならぬ

こと、そして、被災者の真の救済も

その中に入り、一人の被災者の切り

捨ても許さないという支部安全委の

決意が読み取れるものである。

運動方針の決定の後新役員の選出

に入り、その結果、委員長・登氏、

副委員長・中川・小泉両氏、事務局

長・華川氏、同次長・高橋氏の他二

十二名の安全委員が選出され新体制

が確立した。

関西研究者交流会

次回の案内

● 7月14日(土)

午後 4:00 ~

● 南大阪労働者診療所
新館 4階にて

● 認定要件をめぐる討論
についての中間的まとめ

フィールド合宿
参加申し込みは

フィールド合宿実行委員会
どうぞ。

TEL 06-374-2991

前線から

大阪 南

業務外決定を放つておいては
死ぬに死ぬまい!!

不服審査斗争へ

● 全港湾大阪支部 大阪港いかだ分会 ●

前号（No. 61）に掲載したように、5月4日付で阿倍野労働基準監督署は、全港湾大阪支部 大阪港いかだ分会の寺岡一氏の筋硬化症死について、「業務外」の認定を行なつた。それに対しても、去る6月4日、同分会及び支部安全委員会は、6月7日、東大阪市分会事務所において職場集会を開き、今後の基本的な斗い方にについての討議を行なつた。まず、業務外決定に

(2) 全港湾の労災斗争に

対する業界からの圧力、

いかだ労働者の中に

ついては、(1)昨年4月の労基則35条の改悪にによる認定枠の固定化、(2)全港湾の労災斗争に

の斗いに全力を挙げて

いくことを確認した。

明らかにしめた。そして、大阪段階での決着を目指して、不服審査会で

「二んなは決定を放つておいては死ぬに死ぬまい」と、いかだ労働者の一斗いへの意気は高い。

「二んなは決定を放つておいては死ぬに死ぬまい」と、いかだ労働者の一斗いへの意気は高い。



大阪 東

以前の労災認定を出し直し

● 全金マコトロイ工業支部 ●

6月7日、東大阪市習会が行なわれた。学習会には講師として南大阪労働者診療所の新井医師、及び安全センター常任が出席し、脳卒中の原因や、これまでに何件

の全金マコトロイ工業支部では以前に肺カンで死せられた故・伊藤氏の労災認定斗争を安全セニターと共に取り組んだ経緯もあり、(伊藤氏はじめ肺とし)伊藤氏ははじめ肺として認定された(土居原氏死後以来1週間後)。

は高血圧症や心臓の要因として、決して政治的であることを明らかにしめた。そこで、この労働者が急死する二あつた。かあ?た。「二んなは決定を放つておいては死ぬに死ぬまい」と、いかだ労働者の一斗いへの意気は高い。

この学習会を踏まえ
て、支部では死亡原因
の調査に入ったが、6
月15日にはその一環と
して、遺族及び安全セ

ンターは工場に入り、
土居原升の職場の見学
を行なつた。

頸肩腕の治療をめぐる問題点

5/24 第二回労働者学習会

去る5月24日、労金

労組が中心となって頸
肩腕障害で通院治療中

の被災者全員が集まつ
て、「頸肩腕障害の治療
をめぐる問題点」を主
としに学習会が行なつ
れた。

南大阪労働者診療所
からは、松浦医師と松
岡針灸師が参加し、診
療所での治療経験や運
動療法などについて説

明が行なつた。

頸肩腕障害はまず何

よりも予防が重要であ

り、その次には早期発

見と早期治療が原則で
あるが、しかし残念な

がら、既に悪化した頸
肩腕障害に罹患した人

々については、やはり
どのような治療が有効

であるかが大変大きな
問題点でもある。診療

所では、主として針灸
による骨運動器障害・

治療を中心とした治療
体制をとつてきたが、
最近では、この針灸治
療のみでは明らかに限
界があることが判り、ヨ
ガの学習会も始められ
運動療法の重要性が指
摘される様になり、ヨ
ガの学習会も始められ
て、組合でも今後は
この点での努力を一層
強化してゆきたいとの
方向が出されていた。

又、職場の中でも働き
ながら治療してゆくこ
との重要性と、そのた
めの職場の仲間の面で
の理解を得るために努
められることも指摘
され、組合でも今後は
この点での努力を一層
強化してゆきたいとの
方向が出されていた。

組合との協力の一層の強化を!

10

教室太田武夫氏を代表に、研究会として正式に発足することとなり、あわせて3回目の全国討議を持ったものである。

更に、横浜・神戸・関門港での自主検診と労災職業病認定斗争や、全國アンケート調査活動に取組んできた全港が、中央本部での労災・職業病対策への組織体制強化を打ち出し、6大港だけではなく、清水・新居浜等地方港の活動家も新たに含め、清多數の参加とともにものである。

全国連絡会議拡大世話人 6・10 全国連絡会議 拡大世話人 改正労災保険法で討論

報告では、北九州自主検診団より、昨年10月の関門支部検診結果と労災申請への方向性

横浜港分会の昨年4月の自主検診に基づく労災申請の問題点、兵庫定向題に関する全国連絡会議の拡大世話人会

ワ次にわたる申請の概略と向題点が提出され更に南大阪労働者診療所からは、大阪支部の日常的健康管理を中心とした検診の報告書がなされた。いずれも、骨変形を伴わない運動器障害・じん肺等の認定に対する労基局の反動的対応が向題に出された。

会は更に、組合側より各港における実態。

岡山大学での集会と併せて開かれる予定です。

6月10日、神戸診療所において、職業病認定問題に関する労災保険法改正

取組み報告が行なわれ、「港湾病」の全体像やじん肺についての学習、

所から大坂労働者診療所から大坂労働者診療

所から大坂労働者診療所から大坂労働者診療

所から大坂労働者診療所から大坂労働者診療

所から大坂労働者診療所から大坂労働者診療

「港湾病研究会」
代表連絡先

岡山市鹿田町2-5-1
岡山大学医学部

衛生学教室 太田武夫

☎ 0802-23-151
(内クニ)



行なわれた。

第1に、労働省が次回法改正の理由としている労災保険財政の「赤字」については、マ

スコミ等を通じて流れている「給付の増額による赤字」は全くウソ

が行なない。'80年4月に労働省が画策していり、給付率は毎年82・5%から'77年の72・3%へと大きく後



退してはいることがそれ
を示していること。又、労
働省は「赤字」の原
因である給付以外の出
費へ福祉事業団・大企
業への長期貸付・労基
署役への残業費・公用
車代・産業医大等)を
隠し、再び被災者への
給付を減らすことを次
期法「改正」で画策し
ているという点、そし
て、第2には、労災保
険を、責任保険から社
会保障化することによ

り、ますます企業の労
災加害責任を空洞化し、
労基法の災害補償を將
來的に削除していくこ
う、という労働省の組
みが明らかにされた。この
二つの状況を踏ま
え、80年法改正斗争の
中では、保険の赤字を
被災者に転嫁せよ、り
ハセリ就労権の獲得な
ど、企業責任を強化す
る方向で斗うことの重
要性が討論された。

5・26 富山地裁 判決……

立証責任は業務外を主張する側に

労働省が職業病の認定枠を政治的判断の下に狭めており、特業病以外について被災者・労働者側に過度の立証責任を押しつけてきている中で、労働省の行きすぎに警告する形で出されたこのタイ

解釈としてまり通つており、10%以上の労働の過重性であるが、保母には頸腕は発生しないとか、全く考えられないことを労働省は

は、被災者が自分の職業病を立証するのに労働省が決めた「基準」通りに行なめなくても別段さしつかえないことを示しており、我々は今後この成果を他の職業病問題に拡大していく努力をしていく必要がある。

頸肩腕症候群について
ては、昨年4月の労基
則35条の「改正」の中
で初めてその名称が条
文中に盛り込まれたが、
その中身については75

年に出された労働省基
発第59号が現在も行政

(新聞記事の写しは、
13ページを参照)

「讀者からのお便り」

労災重度障害者遺族にも補償を

福岡 大塚 守一

「労災職業病」5月号落手しました。長期不況下、労働者の大量切り捨て時代の中で、労災職業病斗争を、如何に労働運動強化の武器にならうか、といふ論文、読みごたえがありました。

一方、国会議員の場合、在籍10年を越すと、賃費月額の3分の1が支給されます。本人が長期不況下、年々労災発生は増え続け、総評の安全センター調査では、全国で9万人を超えており、35~9年以上も社会復帰できずに、病院や自宅で療養、全て犠牲を妻たち介護家

族に強いていろいろのに現行労災法は、夫たる重度障害者死亡後、長年切られ捨てられて、年老いた妻たち遺族に年金を支給しない仕組みになっています。

一方、国会議員の場合、在籍10年を越すと、賃費月額の3分の1が支給されます。本人が長期不況下、年々労災発生は増え続け、総評の安全センター調査では、全国で9万人を超えており、35~9年以上も社会復帰できずに、病院や自宅で療養、全

障害者となって、10年以上も耐え抜いてきた者には、夫死後、障害年金の半額を奥さん終身労災保険が支給されてもおかしくないと思われます。

福岡

大塚 守一

被告側に立証責任

5/26 朝日

職業病認定で富山地裁判決

「却下は不当」

「タイブにて、けんじょう炎の症状があらわされた場合、原因がとながら、重度障害者の妻の立場を救済するに何を語る資格はない」と思われるからです。また、社会的弱者の最たる者は、労災重度障害者の妻をわりて他に死せなければ、その半額はないと認められるからです。御検討になつて下さい。よろしくおたのみします。

「矢合訴訟」は、四十七年三月、元日本ゼオン富山工場英文タビオト、矢合外喜子さん（当時三四）が高岡労基署長相手に「労災認定申請下処分の取り消し」を富山地裁に求めた行政訴訟。四十八年に外喜子さんが亡くなったあと、母親の喜美子さん（当時高岡市喜美町）が继承、七年二月よりの判決。

外喜子さんは四十三年、高岡労基署にて、二度の休職について労災認定と休業補償の支給を申請。却下されたあと、国の労働保険審査会などへも申請したが、「いずれもタイブの打ち過ぎは確認できない」「本人の体質による私病ではないか」との理由で、職業病とは認められなかった。

この日の判決で大須賀裁判長は三十八年から三十九年にかけての休職についてだけ「過重な負担でなかつたこと、業務以外の原因で症状が出たことを業務上疾病でないと主張する者が極めて立証しない限り、原則として業務超過性が事実上推定されるものと解するのが相当」と、労災を認め、原告側で仕事を症状の因果関係を立証しなければならないとの

第5期 陝西勞動者針灸學習會開講

全港湾
阪南運輸分会で歓迎の針灸実践

「はだしの医者の精神に学ぶ」とのスローガンの下に、「自分達の健康は自分達で守ろう」、「自分達の職場・自分達の地域は自分達で守ろう」と引継いで第5期関西労働者針灸学習会が5月10日に開講式を迎えることができたことを御報告申し上げます。現在は諸先輩のきずかれた労苦に感謝しながら、自分達もさらに自分にはあやまつた針を百ヶ所・千ヶ所うつたとして、も、仲間や他人には一本・一ヶ所たりともあやまつた針を絶対にうたない、との誓いのもとに真剣に学習に励んでいます。そこで、一期より4期迄に学び終了され、職場に、地域にあって実践なさつていろ諸先輩の方々・同志のみなさん!どうか無事に5期生として終了し、また職場・地域に帰つて充分な実力を出して、地域を守りうる戦士となつていくためにも、決してあまやかすことなく、今後に向けてあたたかい御配慮の

下にきびしく接して下さることを特にお願ひします。
ニニゴホソトニユース
旧不材支部の阪南運輸公
会の2名の同志は第3期生
として1日も欠かさず参
加し、真剣に学んで、職場
を守る為には仲間の健康と
家庭と地域の健康を守らね
い、と関西労働者針灸學習
会で学んだ事柄を自分の職
場に帰って、どのように一
本の針を通して、どのように
に実践に結びつけるかを考
えて二ら山ました。不認識
な人達があつてどのような
反対があろうとも実践する
以外になりと、使命に燃え
て、二つ二つと地道に斗つ
ておられたのですが、個々
人が健康を守り、職場を守
る為の学習を全員がするべ
きだ、との結論を得て、全
港湾大阪支部副委員長の華
川代・大阪支部安全委員長
佐藤先生・加藤先生の応援

御指導を得らる事となり
運営委員側からは、委員長
の品矢氏・副委員長の立斐
氏、米穀運送分会の野元氏
他1名の陣容であったこと
とし、6月8日当該分会に
急行しました。

▶ 第5期 澳西労働者針灸學習会運営委員会 ◀

農業研究者交流会

例会

農業障害について

16回

去る六月一日、阪大理学部の中南元氏を講師に、「農薬などによる障害」に関する学習と、労災認定に関する検討を行いました。

先ず、現行の労災認定の基準となつていてる労働省告示36号について、次のような問題点が指摘されました。

1、附録の表に例示されている農薬の成分物質が限られていて、現在よく使かわれ毒性も強い物質が挙げられていないこと
(例) マラソン、ペプチオン、テナポン、チラムなど
2、発ガン性や催奇形性のある物質

が多いのにふれられていないこと
3、症状や障害として挙げられているのは急性中毒のみで、慢性障害がほとんどふれられていないこと
4、二種以上の物質による相乗作用や混入する不純物による毒性の増強が考慮されていないこと

また、防除作業では農民の使用する数十倍の高濃度のものを(時には通気換気のない倉庫や屋内で)撒布する場合もあり危険性が高いこと、ホコリに付着して残り掃除などに際して障害を起こす可能性もあること

そのあと諸種の物質について使われ方、性質や障害などの特徴を詳しく学習しましたが、ほとんどの物質が死亡や重症中毒を起こしており、また発ガン性や催奇形性が認められているので、農業を始め、山林、職場、家庭を含め広く使用されている農薬物質の危険性を痛感しました。

またBHCやDDT、ドリン剤などの有機塩素剤は、毒性が強く、長く残留して慢性障害や発ガン性、催奇形性などの危険のため、使用禁止にされていたが、東南アジアなどへの輸出用になお製造している現状があることも大きな問題です。研究者交流会では、今回の学習と告示36号の農業障害の項の問題点をふまえ、現在秘密裡に進められている認定要件づくりについても注目し働きかけを行っていこうという意見だされました。

次回は、今までに行つた各種障害と認定要件問題のまとめと、取り組みの方向などの討論と、マンガン中毒の映画を行う予定です。

特別報告

“此花労働者センター”開設

六月十一日、此花区に働く者の命と生活を守るために、此花労働者センターが開設されました。

五月号（六十一号）のニュース欄によつて紹介されたように、大阪環状線西九条駅から歩いて五分程の場所です。所在地は、大阪市此花区朝日一丁目三番三十三号、有限会社此花観光協会ビルの二階です。通称朝日橋西詰、淀の水女子学院の隣に位置する阪神電鉄西大阪線の高架下にあるビルの一室です。

昭和五十一年、住友電工の旋盤工高松氏が心筋こうそくで、職場で死亡しました。この労災認定をめぐつて、会社が私病扱いにした問題を、住友電工の有志と此花の労働者が安

全センター、各労組の支援によって

労基署と交渉をもち認定を勝ち取りました。（三十七号などに既報）

私達は当時から、此花区に労働者が労災職業病や健康などで困った時に相談のできるところを作ることが必要だと感じてきました。

現在、労働者のおかれている実態は、人べらし合理化による労働強化職場の環境悪化、大型重量化、産業公害などで命と健康は確実にむしばまれています。

しかし、これらの不満と問題をだ

れに相談したらよいか、どう解決したらよいかとなると、日常的に相談を持ちこむ場所もなく、火急にセンターの必要を迫られていました。

事務所はまだ設備も充分であります。せんが、休日を利用して日曜大工の内装を進めています。事務所は、室内の半分がタタミ敷であり親しみや

そして、何とか自分たちの力でそうした「労働者かけこみ所」を作りたいという願いが、センターの発足となつた次第です。
此花区は戦前から煙の都といわれ町であります。現在、職場に地域に多くの問題をかかえていることは前述の通りであります。

労働者、市民の命と健康を守る闘いにとつて「此花労働者センター」が一つのとりでとなることを願うものであります。従つて地域の住民と共ににあるセンターでなければと考えています。

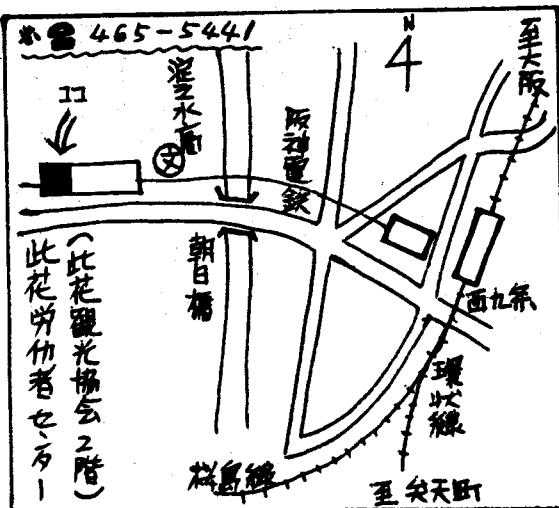
九日、センター事務所開きは、此

花区市会議員の野村氏、労務協会の隅田氏も出席され、此花の闘う労働者、住電活動家、安全センターなど関係者が集り、ささやかな発足の会を行いました。

すい交流の場となるように配慮され
ています。

準備会の段階から、センター運営規
則を作り、運営委員会の決定と当面
の行動なども予定されています。事務
所の諸体制は月曜から土曜まで午
前九時一十一時半、午後六時一八時
半（但し土曜は午前だけ）で開始し
ました。

今後「此花労働者センター」の活
動に是非、皆さんのご協力をお願い
致しまして報告にかかる次第です。



事務局だより

'79南大阪労働ファーリド合宿 参加・協力をお願いします

「学生が、未だ個的な生活の集
合としての団結しか持ち得ていな
いが故に、自らが将来どういう階
級の側に身をおくのかというよう
な問題がかき消え、あるいは抽象
的なものでしかなくなるとは言え
ないだろうか。時として何のため
にやっているのかというようなこ
とに疑問を持つたり、そして個人
的な決意や本に書いてあることを
思い出してホッしたりする、そ
ういうおかしな、そして本質的な
ぐらつきが学生にはないだろうか。
自主生産で闘う労働現場で共に働
き、職場の泊まり込みに参加し話
し合いながら、労働者の闘いに学
ぶべきものを学んでゆきたいと思
う。」（七九、ファーリド合宿
呼びかけ文一抜粋一より）

今年の夏もまた、全国の学生が南
大阪に集ってくる。先日も、ある大
学から「今年の予定はどうなってい
る」と催促の電話があった。実行委
体制の下に行うといつても、関西の

各大学の活動家も多分にもれず、様な運動との関わりの中で、なかなか集中した会議が持てていないというのが現状だ。もちろん「それは怠慢だ」と言わざるも弁解の余地などないのだが、未だ昨年の合宿の報告パンフの配布が完了していないというのが先日の会議で発覚し、一堂マッサオになってしまった。

毎年、新鮮な感覚でやりたいと思うので、各大学の新しい活動家なり、明日の活動を担うこと期待されているハツラツとした人達に実行委に入つてもらいたいと思っている。フィールド合宿というような性格の運動は、結集軸というのかなりルーズなところ（不眞面目という意味ではない）がある。つまり、何々の方針の下に一丸となり、攻撃対象に要求を鋭く突きつけるというような集まりではない。参加した学生がそれぞの立場で関わり、獲得したものと学内での活動なり、将来的な生き方とも結びつけて、そこでの経験を生

かしてきた。しかし、このフィールド合宿を単に、何かを触発されただけに留めないためにも、あるいは労学連帯やら、労働者解級の解放に向けようとするために、更に交流かけた積極的な闘いの中に自らを位置付けようとするために、更に交流から連帯への方向に向うべきであろう。

必ずや合宿に参加した人達の問題意識は、豊富にふくれ上っていくにちがいない。先達のきずきあけた成果を食いつぶすことなくフィールド合宿をより充実した内容を持つたものにしたいと思っている。

労働組合の皆様方には、毎回多大な協力をいただき感謝に耐えませんが、今年も迷惑を覚悟であえてお世話になろうと思っています。この合宿が学生にとってはもちろん、労働者の方々にとっても、明日の闘いの糧とならんことをひたすら願い、これまでの準備の遅れを取りもどすべく、実行委は奮闘するつもりです。よろしくお願ひします。

実行委員会に参加する
個人・団体募ります。

7月7日 午後5時より
拡大事務局会議に参加を

於：関西労働者団全センター

— 79 南大阪労働フィールド合宿 —
行動スケジュール 表 (予定)

7月25日 午後1時集合 班分け、説明、討論

26日
27日
28日 } 労組訪問

29日 総括討論、講演

5月の新聞記事から

- 5・1 米・マサチュー・セウツの原発で、燃料棒の交換のために5年間で3665人の職員が被曝
- 5・3 大正区の電柱でトランス取換作業中、足場がふらつき、作業員が高圧線にぶれて感電死
- 5・4 川崎重工で3月から幕立ていた希望退職者が4月30日の補助までに予定を大きく上回る34300人
- 5・7 労働省は、高齢化社会に対応する労働政策立案のため「高齢化問題懇談会」を発足。年末までに結論をえる予定
- 5・11 西独で料金不払運動の原発反対派に対し電力会社が電力供給停止
- 5・10 タンカーが船内作業船に衝突・作業船乗組員ら1人重体・3人が重軽傷
- 5・9 北海道教組の人勧ストへの処分は懲戒権の乱用と処分取消判決が札幌地裁で確定
- 5・11 福井労基局は電力会社を安衛法上の元事業者と規定し、下請を含む原発労働者の安全確保責任を課す
- 5・16 広島高裁、桑原伸の訴えを棄却。原爆症認定について本人の立証責任に厳しく判断
- 5・16 東京スモン訴訟で田辺製薬も和解調印
- 5・17 不当な警察の連行による損害賠償要求で、元全造船川崎造船分会役員が大阪高裁で逆輸訴
- 5・18 アメリカ連邦地裁陪審は、大手核燃料製造会社の元従業員の放射能汚染に対する賠償を認めると22億円の賠償を認める
- 5・21 大阪阿倍野の住吉ゴムで塔接の火が和リウレタンに引火、従業員ら4人死む
- 5・23 避難階段がなく、可燃物への防火対策もなし実情が判明
- 5・25 釜ヶ崎で「社会復帰の道づくりを進めよう」と結核患者の会結成
- 5・26 職業病認定問題の行政訴訟で、立証責任は業務外を主張する側にとの判断
- 5・26 米・核実験場跡に汚染生物や奇形生物多発見、住民は避難開始
- 5・26 関西の三池誘導者で作つて13関西不知火会が、仲間探しから雇用不安に対し斗う
- 5・11 大阪天王寺労基署は地下街トイレスの行きぶり殺人に對し労災を適用
- 5・15 三菱石炭礦業夕張、業所でガス突出、1人死せ5人不明
- 5・16 タ張筋でガス爆発、昨日事故の救助隊10人が死亡
- 5・16 三菱石炭礦業業所でガス突出、1人死せ5人不明
- 5・16 三菱石炭礦業夕張、業所でガス突出、1人死せ5人不明
- 5・16 大阪天王寺労基署は地下街トイレスの行きぶり殺人に對し労災を適用
- 5・16 大阪天王寺労基署は地下街トイレスの行きぶり殺人に對し労災を適用

夏季一時金カンパのお願ひ

靖国神社へのA級戦犯合し、元号法案成立、自衛隊中堅幹部の好戦的言動、とこれらの既成事実を積み重ねる中で、政府は増え右旋回の度合を強めようとしています。田中、岸、松野をはじめとする自民党議員らの腐敗・堕落ぶりは、マスコミを通じてさえも白日の下にさらされています。今や、野党のふがいなさをなげくより、私達一人一人がこの状況を切り拓くため、積極的に闘いを担うべき時期にきていくといえるでしょう。

身近な南大阪の労働組合をみてもわかるように、闘う労働者への資本家の弾圧は、なりふりかまわぬものがあります。しかし、闘う者の持つ心の豊かさ、大らかさに励まされ、支えられて、関西労働者安全センターも六回目の夏を迎えました。すきあらば、労働者の獲得した権利を奪い返そうとする資本家の攻撃の下で、ともすれば安全問題は、「次の課題」とされがちですが、勝ち取ってきたあらゆる権利のはく奪を許さず、さらに、どの課題の闘いを通じても、あらゆる機会をとらえて、資本を包囲・反撃して追いつめていく闘い

を創りあげていくためにも、今こそさらに、広範な地域・職場に密着して、闘いの根をはりめぐらせていかなければと思っています。

そのために、安全センターでは五月から弁天町に、南大阪出張事務所を開設し、さらに六月から西九条に開かれた、此花労働者センターの運営にも、積極的に協力していくことになりました。財政的にはかなりの負担増になりますが、次の飛躍に備えて踏み切りました。今後は、これら一つの事務所を拠点に加え、一層がんばって活動していきたいと思います。

そこで、これらの事情を御理解していただき、今年もまた、夏季一時金カンパに御協力下さるようお願い致します。

なお、会費・購読料の切れた方には、事務局より納入の御願いを送っていますので、その時は未納分の納入、あるいは前納をよろしくお願ひします。

関西労働者安全センター

大阪市大淀区本庄東通三丁目十番十一号
三和ビル二二二号
TEL(06)374-1299
一室



右折禁止

自分の気持を相手に伝えるということは、なかなか困難なことである。ましてや、不特定多数を対象とした時はなおさらである。文字を媒介にした場合でも、具体的には○○さんであつたり、ある人を含めた未だ見ぬ多数の人達であつたりする。対象を想定して書く以上、それらの人がどう読むかは無視できないし、それなりに一人歩き始めると、責任も伴つてくる。

しかし、書くということによって伝えたいとする自分のイメージを客観的に見つめ直すことができる。だから必ずしも完成されたものが要求されている訳ではないし、むしろそれをたたき台として前進することができるというものだ。この作業は筆者ひとりの個人的な範囲にとどまらない。いつもヤリ玉に上げられるのはかなわないけれど、反対に無視されているというのはそれ以上に、不安で悲しいことだ。そして、我が機関誌がそうならないことを強く願いたい。（ス・ヨ）

5月分会計報告

収入

会 費	404400
機関誌	36260
カンパ	136999
資 料	5000
19ンフ	53930 ①
計	636569

支出

事務費	67129	②
活動費	307275	③
郵送費	485	④
人件費	230000	⑤
計	605389	

(註)

- ① 全国会議からパンフレット印刷代、返済分を含む
- ② 5月分屋賃、共益、水道、電気、新開代
更新、コピー用紙、コピー代等
- ③ 南北支店出張事務所、5・6月分部屋代、基金(10万)
此花労働者センター事務所維持分担金(1万)
九州出張費 4月分電話代、交通費
振替手数料
- ④ 5月分人件費 (アルバイト料を含む4人分)
60号機関誌印刷代は未払(5万)
- *

表紙写真（木津川筋の造船所）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28